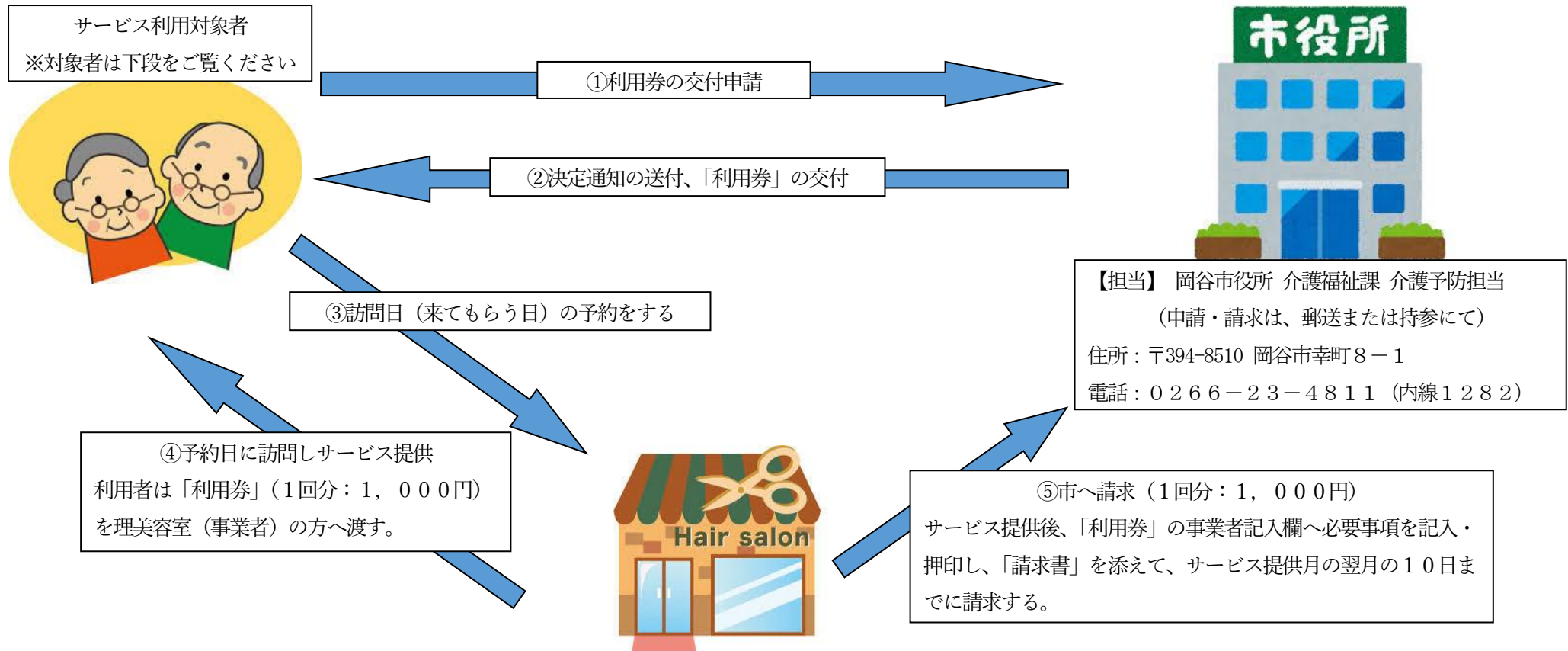


「岡谷市訪問理美容サービス利用券」の使用方法



【注意事項】

- ・ご予約の際の指定の事業者は、別紙「一覧表」をご参照ください。
- ・「利用券」は、記載された「受給者」（本人）に限り使用出来ます。他人への譲渡、転売等は出来ません。
- ・「利用券」は、1回につき1枚（出張経費：1,000円分）のみ利用可能です。理美容料金の実費は、受給者が事業者にお支払いください。
- ・「利用券」の有効期限は交付年度の3月31日までです。次年度以降分は、新年度になりましたら再度申請が必要です。
- ・対象者に該当しなくなった場合は、必ずお申し出ください。

※対象者 市内に住所を有し、理美容院へ出向くことが困難な在宅の者で、かつ下記①～③のいずれかに該当する者

①要介護3以上と認定された65歳以上の高齢者 ②身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者 ③療育手帳A1又はA2の交付を受けている者